

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案に対する修正案

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち大麻取締法第二十四条第一項及び第二項の改正規定中『、「七年」を「一年以上十年」に』及び『、「十年以下の懲役」を「一年以上の有期懲役」に、「三百万円」を「五百万円」に改め』を削る。

第一条のうち大麻取締法第二十四条の三を削る改正規定中「削る」を「削り、第二十四条の四を第二十四条の三とする」に改める。

第一条中大麻取締法第二十四条の四を改め、同条を同法第二十四条の三とする改正規定を削る。

第一条のうち大麻取締法第二十四条の五を削る改正規定中「削る」を「削り、第二十四条の六を第二十四条の四とする」に改める。

第一条中大麻取締法第二十四条の六を改め、同条を同法第二十四条の四とする改正規定を削る。

第一条のうち大麻取締法第二十四条の八を改め、同条を同法第二十四条の五とし、同条の次に二条を加える改正規定中「次の二条」を「次の三条」に改め、同改正規定のうち第二十四条の六中「次の各号のいずれかに該当する場合には」を「第十一条（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した

ときは」に改め、同条各号を削り、同改正規定のうち第二十四条の七第一項中「前条第二号」を「前条」に、「同条第一号」を「第二十四条の六」に改め、同条第二項中「前条」を「前二条」に改め、同条を第二十四条の八とし、第二十四条の六の次に次の一条を加える。

第二十四条の七 第十二条の三第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一条のうち大麻取締法第二十五条の改正規定のうち同条中「次の各号のいずれかに該当する場合には」を「第七条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは」に改め、同条各号を削る。

第一条中大麻取締法第二十五条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第二十五条の次に次の二条を加える。

第二十五条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十二条（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、大麻を廃棄したとき。

二 第十二条の二第一項、第十二条の四第一項若しくは第三項又は第十二条の五第二項（これらの規定を第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

三 第十六条の規定に違反したとき。

第二十五条の三 第十二条の二第一項又は第十二条の五第二項（これらの規定を第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたときは、当該違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一条中大麻取締法第二十六条の改正規定を次のように改める。

第二十六条中「次の各号の一に該当する」を「第九条又は第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条各号を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

二 第十条第二項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿の保存をしなかつたとき。

三 第十二条の四第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

四 第二十一条第一項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第一条のうち大麻取締法第二十七条の改正規定中「若しくは前三条」を、「第二十四条の七若しくは第二十五条から前条まで」に改める。

第二条のうち大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条の二の改正規定のうち同条第一項中「七年」を「五年」に改め、同条第二項中「一年以上十年」を「七年」に、「三百万円」を「二百万円」に改める。

第二条中大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条の六の改正規定を次のように改める。

第二十四条の六中「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二条のうち大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条の七第一項及び第二項の改正規定中「第二十四条の七第一項」を「第二十四条の八第一項」に、『まで』に改め、『まで』に、『第二号』の下に「若しくは第三号」を加え』を『』を「前条第一号若しくは第二号」に、『同条第四号若しくは第五号』を「前条第三号若しくは第四号」に改め、同改正規定の前に次のように加える。

第二十四条の七を次のように改める。

第二十四条の七 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十二条の四第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、大麻草の加工をしたとき。

二 第十二条の六第一項（第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

三 第十八条の規定に違反して、大麻草の種子を譲り渡したとき。

四 第十九条第一項の規定に違反して同項ただし書の許可を受けずに発芽不能未処理種子を輸入し、

又は同条第二項の規定に違反したとき。

第二条中大麻草の栽培の規制に関する法律第二十五条の改正規定を削る。

第二条中大麻草の栽培の規制に関する法律第二十五条の二を改め、同条に各号を加える改正規定を次のように改める。

第二十五条の二第一号中「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二号中「第十二条の

四第一項若しくは第三項又は第十二条の五第二項」を「第十二条の七第一項若しくは第三項又は第十二条の八第三項」に改め、「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三号中「第十六条」を

「第十二条の五又は第十六条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十二条の四第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をする場合において虚偽の報告をしたとき。

第二十五条の二に次の一号を加える。

五 第十二条の八第二項（第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二条中大麻草の栽培の規制に関する法律第二十六条第二号を改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に一号を加える改正規定を削る。

第二条中大麻草の栽培の規制に関する法律第二十七条の改正規定の前に次のように加える。

第二十五条の三を次のように改める。

第二十五条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十二条の二第一項又は第十二条の八第三項（これらの規定を第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

二 第十二条の四第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をしなかつたとき。

第二十六条の二第一号及び第二号中「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三号中

「第十二条の四第三項」を「第十二条の七第三項」に改め、「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第四号中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十条の規定に違反したとき。

第三条のうち麻薬及び向精神薬取締法第二条の見出し及び同条第一号を改め、同号の次に一号を加える改正規定中「次の一号」を「次の二号」に改め、同条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 大麻等 次に掲げる物をいう。

イ 大麻

ロ 別表第一第四十二号又は第四十三号に掲げる物で大麻草に由来するものとして政令で定めるもの  
ハ 別表第一第七十八号に掲げる物（この号ロに掲げる物以外の同表第一号から第七十七号までに掲げる物を含むものに限る。）

第三条のうち麻薬及び向精神薬取締法第二条に一項を加える改正規定のうち同条第二項中「、化学的变化（代謝を除く。）」により容易に同表に掲げる物を生成するものとして政令で定める」を「次の各号に掲げ



る」に、「麻薬」を「当該各号に定める物」に改め、同項に次の各号を加える。

一 化学的变化（代謝を除く。次号において同じ。）により容易に別表第一に掲げる物を生成するもの

として政令で定めるもの（同号に掲げるものを除く。） 麻薬

二 化学的变化により容易に前項第一号の三口に掲げる物を生成するものとして政令で定めるもの 同  
号口に掲げる物

第三条のうち麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第二項及び第十一項の改正規定中「加え」の下に『、「  
第三項若しくは第四項」を「、第四項若しくは第五項」に』を加え、「改め、」を『、「同条第三項若しく  
は第四項」を「同条第四項若しくは第五項」に改め、』に、「改める」を『、「第二十七条第三項又は第四  
項」を「第二十七条第四項又は第五項」に改める』に改める。

第三条のうち麻薬及び向精神薬取締法第二十六条第二項の改正規定中「同条第二項中」の下に『「次条第  
三項若しくは第四項」を「次条第四項若しくは第五項」に、』を加える。

第三条中麻薬及び向精神薬取締法第二十七条の改正規定を次のように改める。

第二十七条の見出し中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第一項中「、麻薬」の下に

「（大麻等を除く。）」を加え、「若しくは」を「麻薬を」に、「処方せんを」を「処方箋を」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第二号中「のため麻薬」の下に「（大麻等を除く。）」を加え、同項第三号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、「された麻薬」の下に「（大麻等を除く。）」を加え、同条第六項中「処方せんを」を「処方箋を」に、「その処方せん」を「当該処方箋」に、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項又は第四項」を「第二項、第四項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に、「麻薬処方せんが第三項又は第四項」を「麻薬処方箋が次項又は第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法律の規定により大麻等を所持することができるもの（麻薬施用者を除く。）は、大麻等をその所持する目的以外の目的で施用してはならない。

第三条のうち麻薬及び向精神薬取締法第二十八条第二項の改正規定中「改める」を『、「前条第三項又は第四項」を「前条第四項又は第五項」に改める』に改める。

第三条のうち麻薬及び向精神薬取締法第六十五条第一項及び第二項の改正規定中「同項第一号中」の下に『「ジアセチルモルヒネ等」の下に「及び大麻等」を加え、』を加える。

第三条のうち麻薬及び向精神薬取締法第六十六条第一項及び第二項の改正規定中「第六十六条第一項中」の下に『「ジアセチルモルヒネ等」の下に「及び大麻等」を加え、』を加える。

第三条中麻薬及び向精神薬取締法第六十六条の二第二項の改正規定を次のように改める。

第六十六条の二第一項中「第二十七条第一項」を「大麻等以外の麻薬に関し第二十七条第一項」に、「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に改め、同条第二項中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第六十六条の二の二 大麻等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者（第六十九条の二第一号から第三号までに規定する違反行為をした者を除く。）は、七年以下の拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により十年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条の二の三 大麻等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第六十九条第五号、第六十九条の二第四号又は第七十条第五号に規定する違反行為をした者を除く。）は、五年以下の拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、七年以下の拘禁刑に処し、又は情状により七年以下の拘禁刑及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑に処する。

一 大麻等に関し第二十七条第一項又は第四項から第六項までの規定に違反した者

二 第二十七条第二項の規定に違反した者

2 営利の目的で前項の違反行為をしたときは、当該違反行為をした者は、七年以下の拘禁刑に処し、又は情状により七年以下の拘禁刑及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三条中麻薬及び向精神薬取締法第六十六条の四第一項及び第二項の改正規定の次に次のように加える。

第六十八条中「第六十九条の四」を「第六十八条の四及び第六十九条の四」に改める。

第六十八条の二の次に次の三条を加える。

第六十八条の三 第六十六条の二の二第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第六十八条の四 情を知つて、第六十六条の二の二第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金等を提供し、又は運搬した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第六十八条の五 第六十六条の二の三第一項又は第二項の罪に当たる大麻等の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。

第三条のうち麻薬及び向精神薬取締法第六十九条の改正規定中「第三号までの規定中」の下に『「受けな  
いで」の下に「大麻等以外の」を加え、』を加え、『「麻薬」を『「大麻等以外の麻薬」に、「から第七号  
までの規定」を『中「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「第二十九条の二」を「大麻等以外の麻薬に  
関し第二十九条の二」に、「者」を「とき。」に改め、同条第七号』に改め、同改正規定の次に次のように

加える。

第六十九条の二を第六十九条の二の二とし、第六十九条の次に次の一条を加える。

第六十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十四条第一項の規定に違反して、許可を受けないで大麻等を輸入したとき。
  - 二 第十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで大麻等を輸出したとき。
  - 三 第二十一条第一項の規定に違反して、許可を受けないで大麻等を製造したとき。
  - 四 第二十三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで大麻等を製剤し、又は小分けしたとき。
- 第六十九条の三第一項中「まで」の下に「、第六十八条の三」を加え、同条第二項中「及び第六十六条の二」を「、第六十六条の二及び第六十六条の二の四」に改める。

第六十九条の六中「第六十五条、第六十六条」の下に「、第六十六条の二の二、第六十六条の二の三」を加え、「第六十八条の二」を「第六十八条の五」に、「第六十九条の二」を「第六十九条の二の二」に改める。

第三条中麻薬及び向精神薬取締法第七十条の改正規定を次のように改める。

第七十条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十七条第六項」を「第二十七条第七項」に、「処方せん」を「処方箋」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「麻薬」を「大麻等以外の麻薬」に、「者」を「とき。」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 大麻等に関し第二十九条の二の規定に違反したとき。

第七十条第五号から第九号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十号中「（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（これを第三項（これらの規定を）」に、「者」を「とき。」に改め、同条第十一号から第十三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十四号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「者」を「とき。」に改め、同条第十五号から第二十一号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第三条中麻薬及び向精神薬取締法第七十一条の改正規定を次のように改める。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条の規定に違反して大麻等を廃棄したとき。

二 第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条、第五十条の十、五第二項又は第五十八条の二第一項の規定に違反したとき。

第三条中麻薬及び向精神薬取締法第七十三条の二の改正規定の次に次のように加える。

第七十四条中「第六十六条の三第二項」を「第六十六条の二の二第二項若しくは第三項、第六十六条の二の三第二項若しくは第三項、第六十六条の三第二項」に、「第六十九条」を「第六十六条の二の四第二項若しくは第三項、第六十九条、第六十九条の二」に改める。

第七十六条中「ジアセチルモルヒネ等で」を「この章の規定の適用については、ジアセチルモルヒネ等で」に、「は、この章の規定の適用については、ジアセチルモルヒネ等及び同条第二項に規定する麻薬以外の麻薬」を「のうち、大麻等でないことを知ることができた麻薬についてはジアセチルモルヒネ等、同



項に規定する麻薬及び大麻等以外の麻薬と、大麻等でないことを知ることができない麻薬については大麻等に改める。

附則第一条第一号中「附則第六条及び第二十九条」を「附則第三条」に改め、同条第二号中「並びに附則第四条、第五条第二項及び第十条」を削る。

附則第三条を次のように改める。

(経過措置等)

第三条 この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定める。

附則第四条から第二十九条までを削る。